

右得少僧都法眼和尚位惠運牒備伏檢舊例凡有得度者先與度緣次令入寺略○中其年不滿廿若七十已上并國家不放之人債負之人黃門奴婢之類非是戒器故佛不聽受戒略○中

貞觀七年三月廿五日

二形

〔書言字考節用集五〕肢體人疴時珍云體兼男女者俗名二形

〔異病草子〕なかごろみやこにつゝみをくびにかけてうらしありく男ありかたちおとこなれども女のすがたににたることどもありけり人これをおぼつかながりてよるねいりたるにひそかにきぬをかきあけてみれば男女の根ともにありけりこれ二形のものなり

〔病名彙解仁〕二形俗ニ云フタナリ又人疴シテト云五不男ノ一ツナリコレヲ變ト云リ本艸綱目ニ

云體男女ヲカヌルヲ俗ニ二形ト名ク晉書ニ以テ亂氣ノ生ズル所トスコレヲ人疴ト云リ其類三アリ男ニ値テハ即チ女女ニ値テハ即チ男ナルモノアリ半月ハ陽半月ハ陰ナルモノアリ妻ナルベクシテ夫タルベカラザルモノアリ

肛門無穴

〔三代實錄四十七〕光孝仁和元年閏三月六日辛卯左辨官使部大石益行妻產女無臀大孔糞出自口但其陰如常人數日而死

〔異病草子〕あるおとこゑりのあななくて屎くちよりいづくさくたえがたくてすぢなかりけり

〔異病草子〕あるおとこむまれつきにてゑものあなあまたありけりくそまるときあなごといで、わづらはしかりけり

尻有尾

〔日本書紀三〕神武戊午年八月從菟田穿邑親牽輕兵巡幸焉至吉野時有人出自井中光而有尾天皇問之曰汝何人對曰臣是國神名爲井光此則吉野首部始祖也

身有翼

〔日本書紀九〕神功九年哀三月遣吉備臣祖鴨別令擊熊襲國未經浹辰而自服焉且荷持田村荷持此利有羽白熊鷲者其爲人強健亦身有翼能飛以高翅是以不從皇命每略盜人民